

災害時生活用水協力井戸の 登録にご協力ください

◎災害時生活用水協力井戸とは・・・

大規模な地震などの災害が発生し、水道の給水が停止した場合に、地域の皆様へ飲用水以外の生活用水（洗濯やトイレの水）を提供していただける井戸のことです。

災害時には、市民の皆さんの助け合いが必要不可欠です。市内に井戸をお持ちの方は、是非とも協力井戸への登録にご協力をお願いします。



◎申出方法

防災企画課まで電話でお願いします。

電話 (237) 5331 (防災企画課)

お申し出いただきますと、市の職員が井戸の検査にお伺いいたしますので、ご協力をお願いいたします。

井戸水を「生活用水」として安全に活用していただくため、以下の要件を満たす井戸を「協力井戸」として指定・登録させていただきます。

- (1) 甲府市内の井戸であり、所有者がいること。
- (2) 災害時に無償で井戸水を提供できること。
- (3) 井戸水を汲み上げるためのポンプ（電動式、手動式を問わない）やつるべ等があること。
- (4) 外部からゴミや土砂等の進入を防ぐ井戸枠等があり、使用上安全であること。
- (5) 井戸を汚染するようなものが周囲にないこと。
- (6) 井戸水の色、濁り、臭い等、生活用水としての使用に不適當な水質でないこと。
- (7) 周辺地区の自主防災組織等への情報提供に同意があること。
- (8) 本制度の趣旨を理解し、賛同があること。



災害時
生活用水
協力井戸

井戸水は飲用ではありません

甲府市

災害時生活用水協力井戸として登録させていただく際には、標識（左図）をお渡ししますので、玄関先や井戸近くの見やすいところに掲示していただき、災害時には、協力できる範囲内で、生活用水の提供をお願いします。

なお、井戸の所在地情報は、市ホームページで公開させていただくほか、地域の自主防災組織（または自治会）へお知らせします。

制度の内容や申し込み方法などの詳細については、お問い合わせください。

お問い合わせ先

甲府市役所 市長直轄組織 危機管理室 防災企画課 ☎ (237) 5331